

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

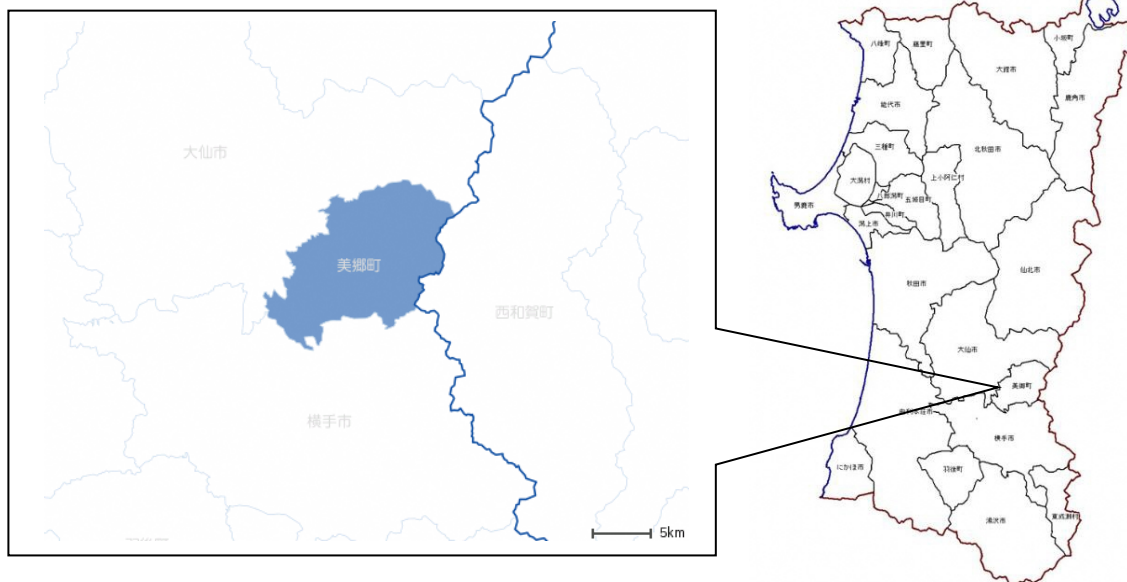
(1) 地域の災害リスク

1) 地域の概要・立地

当町は、2004 年（平成 16 年）11 月 1 日に旧千畑町、旧六郷町、旧仙南村が合併し、誕生した町である。秋田県の南部、仙北平野南東部に位置し、東は奥羽山脈を境に岩手県、南は横手市、北・西は大仙市にそれぞれ接している。

当町の総面積は 168.32 km²で、東西に約 14 km、南北に約 20 kmの広がりをもっている。西側は標高 40mから 50mの発達した扇状地の扇端部にあり、県内有数の穀倉地帯を形成し、東側は奥羽山脈の山々が連なっている。

気候は内陸型積雪寒冷地気候に属し、冬季には積雪も多く氷点下 15℃にもなり、夏季は 30℃以上に達する寒暖の明確な地域である。冬期間の積雪は、日本海からの雪雲が出羽丘陵を越えて奥羽山脈にぶつかるため、多積雪地帯となっており、美郷町は特別豪雪地帯に指定されている。降雪量は平野部で 150 cm、東部山間部では 300 cmに達する。また、北西の強い季節風が時には猛吹雪となる。



2) 想定される災害リスク

美郷町業務継続計画によると地震災害は、町全域が被災地域となること及び災害発生の予報と災害発生前の避難が不可能であることから、他の災害と比較して応急業務の業務量が非常に多くなるとともに、電気・通信・道路等の公共インフラと商工会事務所が使用不能となるおそれがあるため、対処が最も困難な災害であると考えられる。このようなことから本計画において想定する災害は地震災害とするが、風水害の災害発生時においても適宜準用する。また、新型コロナウイルスのように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、美郷町においても多くの町民の生命および健康に重大な影響を与える恐れがある場合は、国、県および町の対策に準ずるものとする。

美郷町において大規模な災害を生じさせる可能性が高い災害

項目	地震災害	風水害
被災地域	全域	主に河川周辺の地域

主な被災内容	建物倒壊、火災等	床上・床下浸水、土砂崩れ等
災害発生の予報	不可能（地震は突発的に発生する。）	可能（気象庁の気象警報・注意報による。）
災害発生前の避難	不可能	可能
参考とした資料	美郷町防災マップ、美郷町地域防災計画等	美郷町防災マップ、美郷町地域防災計画等

3) 被害想定

① 想定する地震

一定程度の発生確率があり、商工会事務所の建物被害が大きくなると見込まれている「横手盆地 真昼山地連動」地震を想定地震とする。

② 発災条件

想定する地震の規模は同じであっても、想定する地震が発生する時刻等の条件により、社会的な被害や非常時優先業務の必要資源の確保状況が変化する。この計画では、人的被害や建物被害等が大きく職員参集が困難な「冬の深夜（午前2時）」を発災条件とする。

③ 被害想定

想定する被害として、建物被害、人的被害、避難者数、ライフライン（電力、通信、上下水道、LPガス）の機能支障等を想定する。

項 目			美郷町
マグニチュード			8.1
最大震度			7
建物被害	全壊棟数（棟）		9,828
	半壊棟数（棟）		4,857
	消失棟数（棟）		206
人的被害	死者数（人）		671
	負傷者数（人）		2,147
	うち重傷者数（人）		766
避難者数	1日後（人）		12,076
	4日後（人）		12,322
	1カ月後（人）		11,265
ライフライン被害	電力	停電世帯数（世帯）	8,089
	通信（固定電話・インターネット）	不通回線数（本）	2,026
	上水道	断水人口（人）	16,538
	下水道	機能支障人口（人）	3,554
	LPガス	供給支障人口（人）	6,555

◎出典：秋田県地震被害想定調査報告書（平成25年8月）

「横手盆地 真昼山地」地震により想定される被害状況

横手盆地 真昼山地連動（M=8.1） 詳細法

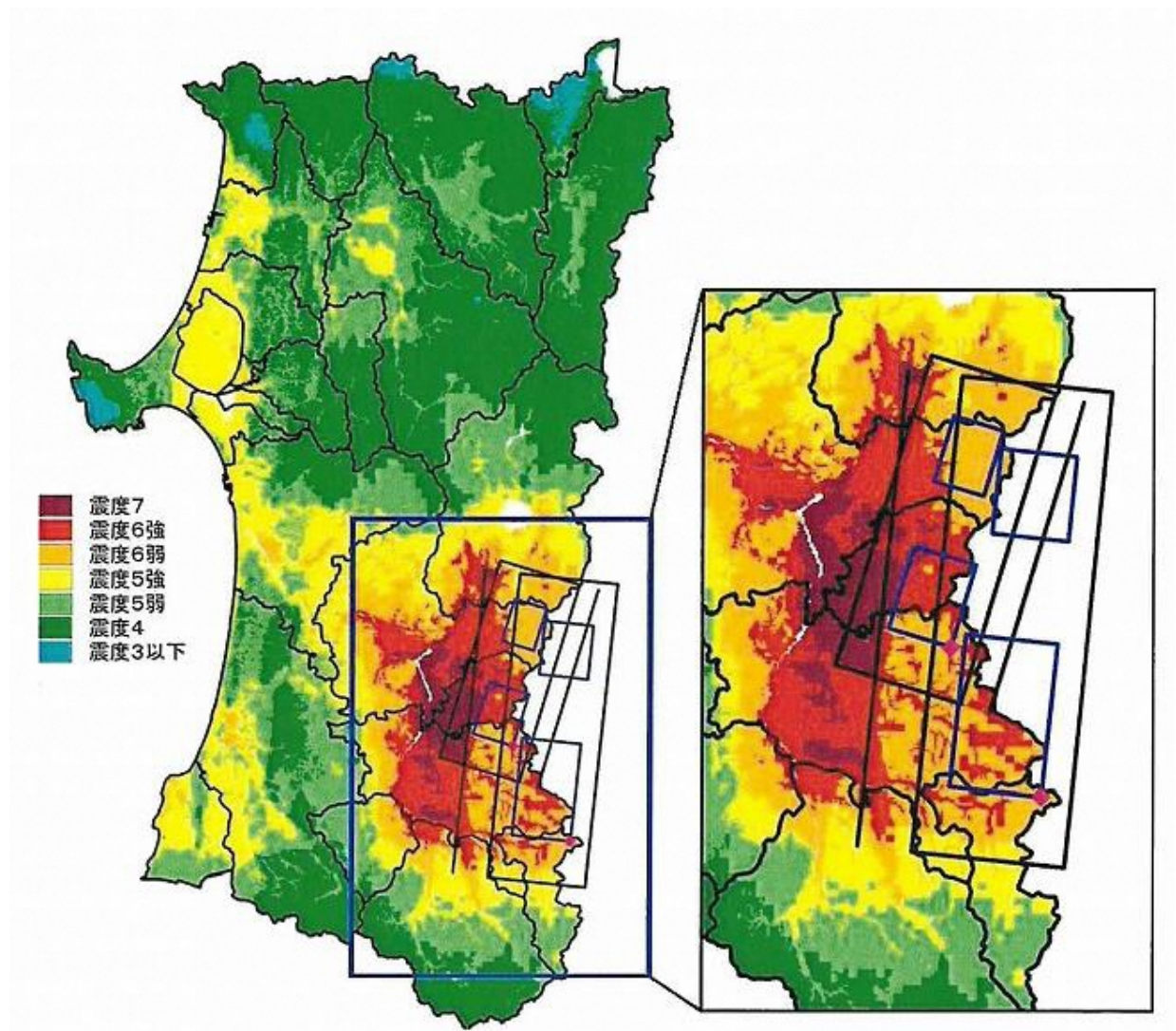


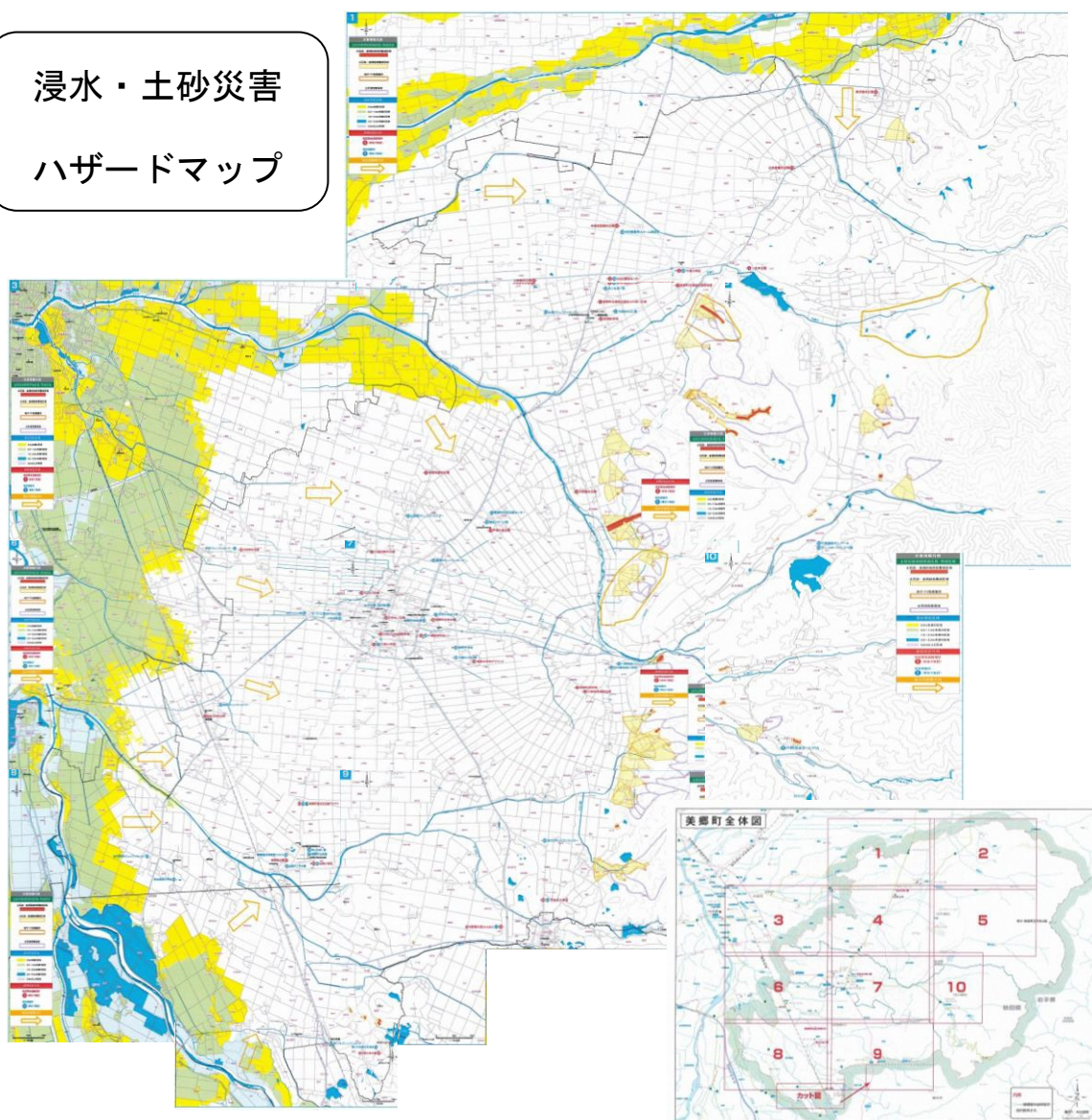
図-4.5.13 震度分布図（詳細法）

（青枠：アスペリティの位置、 ひし形：破壊開始点の位置）

◎出典：秋田県地震被害想定調査報告書（平成 25 年 8 月）

※次ページに掲載されているハザードマップのとおり、美郷町においては浸水・土砂災害想定区域が極めて小範囲となっており、前出で示している被害想定は「横手盆地 真昼山地連動」地震を想定しているが、その他の大規模災害に関しても準用するものである。

浸水・土砂災害
ハザードマップ



(2) 商工業者の状況（美郷町商工会基幹システム：令和元年度）

- ・ 商工業者数 792 人
- ・ 小規模事業者数 731 人

	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況等
製 造 業	74	57	町内各地に点在しているが、浸水・土砂災害想定地域外の事業所がほとんどである
建 設 業	241	235	町内各地に分布、製造業同様に浸水・土砂災害想定地域外の事業所がほとんどである
卸・小売業	208	193	町内に広く分布しているが、浸水・土砂災害想定地域外の事業所がほとんどである
サービス業	222	202	町内に広く分布しているが、浸水・土砂災害想定地域外の事業所がほとんどである
そ の 他	47	44	町内各地に点在している
合 計	792	731	

(3) これまでの取組

1) 美郷町の取組

- ・美郷町地域防災計画の策定
- ・美郷町業務継続計画の策定
- ・美郷町防災マップの提供
- ・地震防災マップの提供
- ・メール等を活用した美郷町防災情報の発信システム構築

2) 美郷町商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・損害保険への加入促進
- ・防災訓練の実施

II 課題

当町における小規模事業者の防災・免災・免疫対策への支援における課題は次のとおりである。

(1) 事業者BCPの策定が進んでいない

管内事業所のうち、すでにBCPを策定している事業者は、業種では、製造業者、建設業者であり、商工業者全体でもごく一部に限られている。規模別では、小規模事業者は皆無と言っていいほど策定されていない現状にある。

したがって、事業所BCPの策定に関する町全体の取組状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業所独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取組も本格化していないのが実態である。また、普及・啓発活動についても、町、商工会のそれぞれが取組んでおり、連携による取組強化への必要性が高まっている。

(2) 策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業所BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社等との連携が必要である。

(3) 小規模事業者向けの策定ツールの不足

国をはじめ関係機関等から事業者BCPの策定ガイドラインやフォーム等は提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見が事業者・支援者双方からあり、簡易版のフォームをはじめとした小規模事業者向けのBCP策定ツールが必要である。

(4) 応急対策に関する町と商工会との連携体制が整っていない

現状では、それぞれの業務継続計画に従って、事前対策や応急対策を行うことになっているが、互いの連携・協力体制が具体化されていない。

(5) 新型コロナウイルスのような感染症への対策は不十分

未だワクチン等の予防策や有効な治療方法が開発されていない新型ウイルス感染症への対策は確立されておらず、国、県および町が示す対策に準ずることとなるが、浸透されているといえない状況もある。

III 目標

美郷町地域防災計画に基づき、発生予知のできない地震災害において、中小企業等に対する事前防災や事後のいち早い復旧等の対策について、町、商工会が一つになって取り組むこととし、特に管内小規模事業者に対して「大規模自然災害発生が故の経済活動における機能不全回避」を目標とした事業継続力のために次の取り組みを実施する。

(1) 管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

(2) 被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、町と商工会とにおける被害情報報告ルートを構築する。

(3) 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(4) インフルエンザ等を含むウイルス感染症対策・施策の周知並びに支援

感染症対策において地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性も周知する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

美郷町と商工会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1) 事前の対策

多発する自然災害や事故、疫病等、日々の様々な経営リスクから事業者を守り、事業継続を支援するため、本事業計画における美郷町と商工会の役割を整理して発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・商工会職員の巡回により、美郷町地域防災計画や防災マップ等を用いて、各事業所における自然災害リスクを周知する。併せて、「商工会保険・共済チェックシート」の活用によるリスク軽減に向けた取り組みや対策について説明する。
- ・広報誌「商工みさと」や商工会ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（簡易計画含む）の策定には、職員の巡回により実効性のある取り組みが期待できる内容に向けて指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対するBCP策定セミナーを開催するほか、行政の施策、損害保険等の紹介を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知するとともに、今後の感染症対策につながる支援策等の情報も提供する。

② 美郷町商工会の業務継続計画の策定

- ・当商工会における業務継続計画策定は令和2年12月より着手する。

③ 関係団体との連携

- ・ 専門家派遣制度の活用により、事業者BCPの実現性向上を図る。
- ・ 共催によるセミナー等を開催する。
- ・ 感染症に関しては、リスクファイナンス対策として各種保険（生命、傷害保険・感染症特約付き休業補償等）の紹介等も実施する。

④ フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の進捗を把握する。
- ・ 美郷町と商工会で美郷町事業継続力強化支援協議会（仮称）を構成し、状況確認や改善点、支援策について協議する。

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

- ・ マグニチュード8.1の地震が発生したと仮定して、美郷町、美郷町商工会、秋田県商工会連合会との連絡ルートの確認等を行う。

2) 発災後の対応

発災時には人命救助を第一としながらも、その上で次の手順により地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の国内感染者発生後は、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行うとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、美郷町における対策本部設置に基づき当商工会による感染症対策を行う。

① 安否及び業務従事可否確認の対象と目標時間

団体名	内容
美郷町商工観光交流課	○職員：発災後1時間以内に緊急連絡網（携帯電話）にて確認
美郷町商工会	○職員：発災後1時間以内にLINEグループ機能にて確認 ○三役：3時間以内に携帯電話にて確認 ○役員：1日以内に携帯電話にて確認 ○会員：2日以内に役員を通じ地区毎の会員安否を確認

② 安否及び業務従事可否確認結果の連絡窓口

団体名	連絡窓口		報告先
	第1順位	第2順位	
美郷町商工観光交流課	課長	交流・商工班長	災害対策本部等
美郷町商工会	事務局長	副事務局長	秋田県商工会連合会

③ 被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	○地区内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務

	被害が発生している。 ○地区内の１％程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。	２）被害調査・経営課題の把握業務 ３）復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	○地区内の１％程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内の０．１％程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	１）緊急相談窓口の設置・相談業務 ２）被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報がない。	特に行わない

※連絡が取れない区域においては、大規模な被害が生じているものとする。

④ 美郷町と商工会における被害情報等の共有間隔

期間	情報共有する間隔
発災直後	速やかに情報を共有する
発災後～１週間以内	１日に１回以上共有する
２週間以内	２日に１回以上共有する
１ヶ月以内	新たな事象が判明した時点で共有する
１ヶ月超	適宜共有する

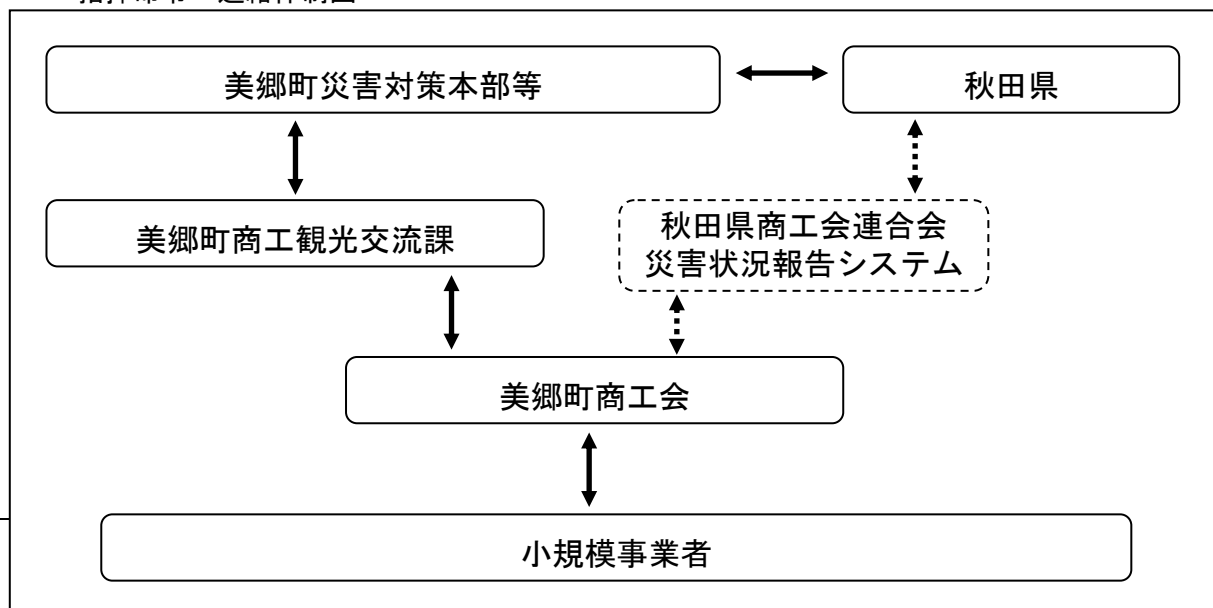
３）発災時における指揮命令系統・連絡体制

発災時に管内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、美郷町と商工会が共有した情報を秋田県、秋田県商工会連合会が指定する方法にて報告することを予め確認しておく。

感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当商工会と美郷町が共有した情報を秋田県の指定する方法にて当商工会または美郷町より秋田県に報告する。

なお、連絡体制図は次のとおりである。

・指揮命令・連絡体制図



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について美郷町と協議する。
- ・安全性が確保された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内の小規模事業者等に周知する。
- ・当商工会は、国、県および町から相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。
- ・感染症拡大において事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援を実施するために相談窓口の開設等を行う。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

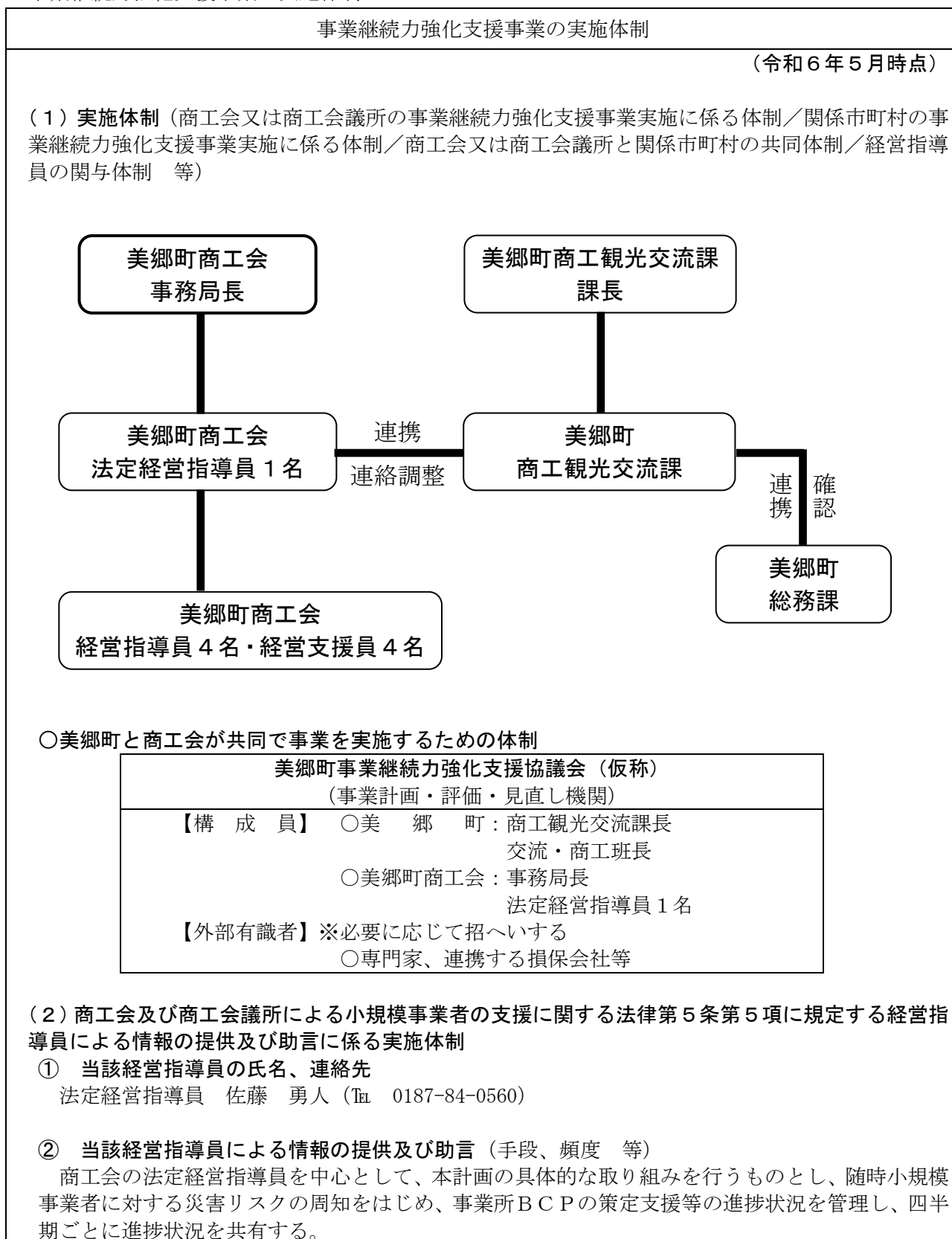
- ・秋田県および美郷町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を秋田県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



また、他の職員に対し指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施する。

年1回、美郷町事業継続力支援協議会（仮称）を開催し、状況確認や改善点等を協議する。

（３）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会／商工会議所

美郷町商工会

〒019-1404 秋田県仙北郡美郷町六郷字大町35番地

TEL 0187-84-0560 FAX 0187-84-0565

misato@skr-akita.or.jp

② 関係市町村

美郷町 商工観光交流課

〒019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10

TEL 0187-84-4909 FAX 0187-85-2107

kanko@town.misato.akita.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
必要な資金の額	600	525	525	470	470
1. B C P 策定支援研修開催費 ・講師謝金・旅費	55	55	55		
2. B C P 策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費 ・広告料	110	110	110	110	110
3. 個社支援・専門家派遣費 ・専門家謝金・旅費	250	250	250	250	250
4. 普及・啓発費 ・ポスター、チラシ印刷費	80	80	80	80	80
5. 評価会議開催費 ・専門家謝金・旅費 ・会議費	30	30	30	30	30
6. 防災・感染症対策費	75				

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、特商負担金、国・県・町補助金、事業収入等
ただし、上記経費のうち講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣機関や連携する損保会社が無償等で派遣応諾いただいたときには当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等